

ボランティアセンター備品貸出事業 要綱

1. 貸出対象

- ・桑名市ボランティアセンターに登録しているボランティア団体
- ・桑名市内で活動している団体。但し、使用目的は非営利に限る。

※登録ボランティア団体への貸し出しを優先する。

※「子ども用車椅子」を除き、個人への貸し出しは行わない。

2. 貸出期間

原則 2 週間以内

3. 借用料

無料

4. 貸出備品

別紙一覧のとおり

5. 貸出・返却について

- (1) 借用希望者は、電話、窓口で予約状況を確認の上、「ボランティアセンター備品借用申請書」にて申し込む。
- (2) 借用、返却は来所とする。※郵送等による貸出は行わない。
- (3) 貸出・返却時間は、桑名市ボランティアセンター開所時間とする。
(月～金曜日 9:00～17:00 ※祝日、年末年始を除く)

6. その他

- ・貸出備品を毀損・滅失した場合は、直ちに当ボランティアセンターまで報告。
※場合によっては、弁償。

7. 注意事項

- ・備品借受期間中は、借り受けた団体で備品を適切に管理、使用するものとする。
- ・備品の不具合等による貸出中止や利用中止への備えは、借り受ける団体が講じるものとする。
- ・借受期間中に発生した備品に関する事故や怪我について、桑名市ボランティアセンター及び桑名市社会福祉協議会は一切の責任を負わないものとする。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。